

保連発1004第1号  
令和3年10月4日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管部課（部）長 殿  
地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
（ 公 印 省 略 ）

保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等  
を用いた費用の請求等に関する取扱いについて

標記については、「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」（平成22年7月30日保総発第0730号。以下「取扱い通知」という。）により取り扱っているところである。

今般、取扱い通知における「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」（以下「取扱要領」という。）を別添のとおり改定し、令和3年10月5日から適用することとしたので通知する。

ただし、取扱要領中次の表の左欄に掲げる項については、令和3年10月診療分から適用することとし、それまでの間、当該項に代わって次の表の右欄に掲げる本通知による改定前の取扱要領の項を適用することとする。なお、「5 再審査の申出及び請求の取下げ申出」中の「大規模保険者」の定義については、別途通知することとする。

1 電子情報処理組織による診療（調剤）報酬の請求の届出等 (2) 請求に関する方法	2 電子情報処理組織による診療（調剤）報酬の請求に関する方法
1 電子情報処理組織による診療（調剤）報酬の請求の届出等 (4) 保険医療機関等への連絡 ⑤	3 保険医療機関等への連絡 (3)
3 療養給付費等の請求の代行	5 療養給付費等の請求の代行
5 再審査の申出及び請求の取下げ申出	7 再審査の申出及び請求の取下げ申出

加えて、これまで、オンライン請求システムにおいて、IP-VPN接続による電気通信回線の通信方法はIPv4のみであったが、令和3年9月請求分より、IPv6での通信方法についても可能としたことから、取扱要領における別添資料について、以下の修正を行い、別添のとおりとして令和3年10月5日から適用することとする。

（修正内容）  
「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」及び「電子情報処理組織の使用による費用の請求に係る確認試験依頼書」の「IP-VPN接続」の欄につ

いて、IP-VPN 接続 (IPv4) と IP-VPN 接続 (IPv6) に分ける。また、IPv6 の場合、オンライン資格確認と同一回線もしくはオンライン資格確認と異なる回線かどうか記入する項目及び通信サービスのお客さま ID を記入する項目を設ける。

なお、「医療機関等向けポータルサイト」(<https://www.iryohokenjyohoportalsite.jp/>) による当該項目のオンライン申請については、今後対応する予定であるが、対応までに時間を要するため、当面の間、紙申請とする。当該項目のオンライン申請が可能となった際は、同ポータルサイトにてお知らせする。

これらについて、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。